

岩手県告示第252号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和2年岩手県告示第400号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市、久慈市、下閉伊郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村及び九戸郡野田村
- 2 実施した期間 令和2年6月19日から令和3年2月2日まで
- 3 実施した基本測量の種類 航空レーザ測量による高精度標高データ整備